

平成19年度東北農政局行動計画の概要

平成19年4月
東北農政局

東北農政局では、「新たな食料・農業・農村基本計画」、「経営所得安定対策等大綱」等に示された各般の施策を着実に進めるため、以下に示す「平成19年度の行動計画」に基づき、計画的に推進します。

特に本年度は、「食料自給率の向上」「経営所得安定対策等大綱の着実な推進」「農林水産物の輸出の促進」「バイオマス利活用の推進」「農山漁村の活性化の推進」について、重点的に取り組みます。

平成19年度の重点的な取組

食育の推進等による食料自給率の向上

我が国の食料自給率については、「新たな食料・農業・農村基本計画」において、平成27年度のカロリーベース食料自給率を45%まで向上させる目標が設定されました。

東北地域においても、米を除いた食料自給率は30%程度であることから、食育活動の推進、東北産農産物の消費拡大、需要に応じた農産物の生産振興等の施策を効率的にかつ着実に推進し、東北における食料自給率向上を図ります。

経営所得安定対策等の着実な推進等による農業の競争力強化

平成19年度は、担い手経営安定新法と経営所得安定対策等大綱に示された「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策」が本格導入されたことから、着実な推進が極めて重要です。

このため、「東北農政局経営所得安定対策等推進本部」の活動を推進し、管内各地域の関係機関と緊密な連携の下に、農政改革の理念、施策内容の浸透、地域の営農実態に応じた農政改革の推進等を図ります。

農林水産物等の輸出の促進

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を契機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進します。

このため、海外における通年の販売促進等の販路創出・拡大に向けた取組や輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進します。

バイオマス利活用の推進

農業の自然循環機能の維持増進や農村の振興を図るため、新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について」に基づき、関係者の理解を醸成しつつ、バイオマス利活用計画の策定等の取組を促進する必要があります。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源の総合的な利活用システムの構築やバイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。

農山漁村の活性化の推進と農地・水・環境保全の向上

農山漁村の主役は地域であり、「地域自ら考え行動する」ことが基本です。東北農政局では「農山漁村活性化支援窓口」を設置し、農山漁村の活性化のための方策や活用できる農林水産省の施策等について、ワンステップで地域に応じるなど、農山漁村の活性化の推進を図ります。

また、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援します。

平成19年度行動計画の概要

食の安全と食料の安定確保

1 食料自給率向上の取組の推進

食料自給率の向上に向けた重点的取組事項である、望ましい食生活の実現に向けた食料消費面の取組と消費者・実需者ニーズに応じた農業生産の拡大の取組について、各種関連施策を効果的に展開するとともに、関係者と連携した取組として推進します。

また、「食料自給率 高めて安心 我が家の食卓」を合い言葉に、東北地域における食料自給率向上の取組を実効あるものとするため、管内の各県、農業団体、食品関連団体、消費者団体で組織する「東北地域食料自給率向上協議会」など関係者との連携を一層強化し、食料自給率の向上に向けた課題を共有するとともに、主体的な取組への支援を推進します。

【関係者と連携した取組】

東北地域食料自給率向上協議会活動の推進
関係団体との連携強化に向けた食料自給率向上キャラバンの実施
各種イベントの開催とホームページ等を通じた情報の受発信

【食料消費面の取組】

食の安全と消費者の信頼確保
食育の推進
地産地消の推進

【農業生産面の取組】

担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の導入 -
農地の有効利用
食品産業と農業の連携強化

2 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全や消費者の食に対する信頼を確保するため、食品表示の適正化に向けた監視業務の強化に加え、事業者及び消費者を対象とした各種セミナー・説明会等の実施を通じて、食品表示の適正化に向けた普及啓発を引き続き図ります。

また、食の安全行政の基本であるリスクコミュニケーションを効果的に実施し、消費者等の各種施策・制度に対する理解の向上を図ります。

【取組内容】

食品表示の遵守状況の確実な改善
リスクコミュニケーションにおける理解度の向上

3 食育の推進

「食育基本法」及び「食育推進基本計画」を踏まえた東北地域の食育の推進に向けて、関係団体(行政、学校、生産者団体、消費者団体など)で組織する「食育推進協議会」の構成員同士の連携強化のもと、「食事バランスガイド」の活用を促進をはじめとする食育の普及啓発に一層努めるとともに、「東北地域食育推進基本方針」の活用を通じて、地域の特性を活かした食育の取組を積極的に支援します。

また、ごはん食等日本型食生活の普及啓発に一層努めます。

【取組内容】

地方公共団体の食育推進計画の取組支援
日本型食生活の一層の普及・促進

4 地産地消の推進

地域の創意工夫による多様な地産地消の推進に向けては、地域の関係者が連携を強化し、明確な役割分担に基づく具体的な計画づくりが重要です。

このため、東北農政局では、地域における地産地消の実践的な計画策定への支援などを強化し、生産者と消費者の交流活動、地場農産物の直売所での販売や加工、学校給食への食材提供等の活用促進を図ります。

【取組内容】

地場産農産物の活用促進

5 農業生産工程の適正な管理

農業の生産現場では、適正な農業生産工程の管理が求められています。GAP(農業生産工程管理手法)は、食品の安全性や品質の確保、環境の保全、労働安全等多様な目的に対応して、農業生産工程を管理し、適正な農業生産を実現するための有効な手法であり、多くの産地・生産者がGAPという手法を取り入れ、より適正に食品市場に対応した生産活動へ転換することを強力に推進します。

【取組内容】

GAP(農業生産工程管理手法)の導入の促進

農業の競争力強化の推進

1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の導入 -

東北地域においても農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化に積極的に取り組むとともに、品目横断的経営安定対策の着実な推進を図ります。

また、将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力の確保を図るため、青年層をはじめとする新規就農者の確保と定着に向けた取組を進めるとともに、女性を農業経営者として明確に位置づけ能力を発揮する場を提供するなど、女性の経営参画の促進を図ります。

【取組内容】

認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化
新たな人材の育成・確保
女性の参画促進

2 農地の有効利用の促進

担い手の育成・確保等を通じ、国内農業の食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用と構造改革の加速化を促進するため、特に土地利用型農業を中心に担い手への農地の利用集積を促進します。

さらに、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた施策の強化や農業への新規参入の促進を図ります。

【取組内容】

担い手への農地利用集積の推進
企業等の農業参入の促進
耕作放棄地の解消・発生防止の促進

3 米政策改革の更なる推進

農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムの実効性を確保するためには、需要に応じた米生産を行うことはもとより、気候変動等に起因する豊作により発生した過剰米を適切に処理することにより、供給過剰による米価下落を防止する仕組(集荷円滑化対策)が重要である。

このため、集荷円滑化対策の趣旨の周知を行う等の取組を推進することにより、対策の実効性の確保を図ります。

【取組内容】

集荷円滑化対策の実効性向上に向けた取組

4 ニーズに的確に対応した農業生産推進

農業生産の拡大に向けては、農業者その他関係者が消費者や実需者のニーズに的確かつ積極的に対応していくことが必要不可欠であることから、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進を図ります。

また、農地の有効活用や食料自給率向上などの観点から、自給飼料増産を推進します。

【取組内容】

実需者のニーズに応じた高品質な農畜産物の供給の促進

- ・大豆生産の振興
- ・野菜生産の振興
- ・果樹生産の振興
- ・肉用牛生産の振興

自給飼料増産の推進

5 農業生産の基盤の整備

農業の持続的発展のためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保が必要であることから、地域農業の担い手育成の契機となる水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画的に進めます。

また、農業生産の基礎となる基幹的な農業水利ストックの有効活用の観点から、農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト(建設・維持管理にかかる全てのコスト)を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ります。

【取組内容】

担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進
農業水利施設の適切な更新・保全管理

新たな可能性の追求

1 農林水産物等の輸出の促進

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を契機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進します。

このため、海外における通年の販売促進等の販路創出・拡大に向けた取組や、日本の食文化の海外への普及に向けた取組、輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進します。

また、東北管内からの農林水産物・食品の輸出を促進するため、東北農政局輸出促進チームと関係機関が連携して、農業者・生産者団体等の輸出取扱者に対し、具体的な支援を行います。

【取組内容】

既存品目の量的拡大及び新たな輸出品目への取組の推進

2 食品産業と農業の連携強化等による食料供給コストの縮減

地域の食材、人材、技術その他の資源を効率的に結び付け、地域に密着した食品産業の振興を図るため、農業・食品産業・関連産業その他異業種を含めた連携の構築(食料産業クラスターの形成)を推進します。

また、東北地域食料産業クラスター協議会を通じ、加工適正に優れた品種や新たな加工技術の開発・導入、地域食材を活用した新商品の開発等の取組を推進します。

併せて、農業生産資材費の低減や農協による経済事業の改革など、生産から流通・消費にわたる食料供給コスト縮減に向けた取組の推進を図ります。

【取組内容】

食料産業クラスター展開事業の推進と地域ブランド食品の普及の促進
食料供給コスト縮減に向けた強力な取組

3 バイオマス利活用の推進と自然循環機能の維持増進

新たなバイオマスニッポン総合戦略及び農林水産環境政策の基本方針を踏まえたバイオマスの利活用を、関係者の理解のもと計画的に推進します。

また、地球環境の保全が大きな課題とされる中で、環境保全型農業の普及啓発とエコファーマーの育成を強化し、農業生産活動に伴う環境への負荷軽減を図ります。

【取組内容】

バイオマスタウン構想の策定
持続的な農業生産方式の推進(エコファーマーの育成)

地域力を活かした農山漁村づくり

1 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化にあたっては、地域の特性に応じた農業の展開や、バイオマスを含む地域資源の有効活用を図る必要があります。このため、農産物の加工、地産地消の取組、農業と地域の商工業との連携、情報通信技術を活用した特産物販売や観光地域づくりを推進することにより、地域の主体性と創意工夫を活かした多様な産業の育成を推進します。

また、中山間地域においては耕作放棄地の発生を防止し、営農活動を通じた多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払制度の活用を促進します。

さらに、東北地域の農山漁村は「人、もの、自然」という豊富な地域資源を有しており、それらを都市に情報発信することにより、都市と農山漁村の共生・対流を一層進めることが必要です。このため、都市と農山漁村の共生・対流の促進に向けて総合的に取り組みます。

【取組内容】

「農山漁村活性化戦略」に即した取組の普及、円滑な施策の推進
中山間地域等直接支払制度の着実な実施
都市と農山漁村の共生・対流の取組の促進

2 農地・水・環境保全向上対策の本格的実施

「農地・水・環境保全向上対策」の本格的実施にあたり、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援します。

【取組内容】

地域ぐるみの効果の高い共同活動の円滑な実施
先進的な営農活動の円滑な実施

国民参加型行政の推進

1 国民理解の推進に向けたコミュニケーションの強化

東北地域における行政の推進に向けて、地方公共団体、農業者・農業団体、消費者・消費者団体等の多様な地域関係者と食料・農業・農村施策を推進する上での諸課題や行政のあり方について意見交換等を行い、コミュニケーションの強化を図るとともに、創意工夫を活かした地域づくりに向けて国の関係機関との連携を進めます。

また、ホームページ等を通じて食料・農業・農村施策に関する情報や地域情報の受発信を積極的に行います。

【取組内容】

食料・農業・農村施策に関する各種意見交換等の実施

食料・農業・農村施策に関する情報や地域情報の積極的な受発信の実施

行動計画の数値目標を含む具体的な内容については、別途「平成19年度東北農政局行動計画」をご覧ください。